

原田地区まちづくり協議会

規 約

平成29年4月20日改訂版

原田地区まちづくり協議会規約

平成29年4月20日改訂版

(名称)

第1条 本会は、原田地区まちづくり協議会（以下「原田地区まち協」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、原田地区まちづくり協議会（生涯学習）センターに置く。

(目的)

第3条 協議会は、地区内住民や地区内でまちづくりを行う団体が共通目標のもと、連携、協力して地域課題の解決等により、今よりさらに住みよい地区を目指したまちづくりを行うことを目的とする。

(区域)

第4条 協議会の区域は、原田地区の範囲とする。

(構成員)

第5条 協議会は、原田地区内に居住する住民及び原田地区内において、まちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）で構成する。

2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第9条1項の役員会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整実施等に関すること。

(2) 実施事業の検証及び改善に関すること。

(3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。

(4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。

(5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。

(6) その他、協議会の目的達成するために必要な事業に関すること。

(組織と役割)

第7条 協議会は、「事務局」、「役員会」及び各「まち協担当グループ」をもって構成する。

2 それぞれの組織上の関係は、別表「原田地区まちづくり協議会 組織・イベント表」（平成29年1月25日版）に従う。

3 事務局は、協議会の運営及び活動に関する事務一般を司る。

4 役員会は、協議会の運営に関する企画、改善、変更などを協議、遂行する。

又、総会（第14条～21条）に諮る案件に関して協議する。

5 まち協担当グループは、関連する事業・イベントの企画、運用、活動を行う。

又、特定のまち協担当グループはその運用・活動に関する出納費の管理、報告を行う。

(事務局)

第8条 事務局には以下の者が所属する。

- (1) まちづくり協議会センター長
- (2) まちづくり協議会事務長
- (3) まちづくり協議会事務員

2 事務局は、原田地区まちづくり協議会センターに事務所を置く。

3 事務局に所属するまちづくり協議会センター長、まちづくり協議会事務長、及び事務員に対し報酬を支払うものとし、詳細は別途「原田地区まちづくり協議会 内規」に定める。

(役員会の構成)

第9条 役員会に、次の役員を置き、原則的として以下に定められた者をもって充てる。

- (1) 会長 1人 まちづくり協議会センター長
- (2) 副会長 2人 区長会長、福祉協議会会長
- (3) 参事 12人 第10条2項参照
- (4) 事務長 1人 まちづくり協議会事務長
- (5) 監事 2人 前年度女性部正・副部長

(役員の設定)

第10条 各役員は、役員会議(第24条)において確認・決定され、総会で承認を得る。

2 参事は、以下に定められた者をもって充てる。

- (1) 区長会長を除く各地区の区長
- (2) ふくし館館長
- (3) 女性部正・副部長

(役員の仕事)

第11条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 参事は、協議会の運営に参画し、会務にあたる。
- (4) 事務長は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。また、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (5) 監事はまちづくり協議会の会計監査を行い、その結果を総会にて報告する。

(役員の仕事)

第12条 協議会の会長、副会長、参事、事務長の任期は、基本的に2年とする。

- 2 監事の任期は1年とする。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 交代の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(まち協担当グループの構成)

第13条 まち協担当グループは別表「原田地区まちづくり協議会 組織・イベント表」(平成29年1月25日版)に記載されている各「まち協担当グループ」で構成されている。

2 この内、以下のまち協担当グループについては、グループ長（部長、委員長など）及び副グループ長（副部長、副委員長など）を置く。又、必要なら会計係を設ける。

- ◆「地域振興」関連
 - ・コミュニティ一部、・高架下公園活用委員会
- ◆「健康福祉」関連
 - ・体育部、・保健活動推進委員
- ◆「教育・文化」関連
 - ・文化教養部
- ◆「防災・防犯」関連
 - ・広域防災委員
- ◆「交通安全」関連
 - ・交通安全部
- ◆「環境保全美化」関連
 - ・環境保全委員、・有害鳥獣対策委員、・女性部

3 「原田地区まちづくり協議会 組織・イベント表」（平成29年1月25日版）の中で、上記2項以外の各まち協担当グループは、最低1名の責任者を置く。

（総会の種別）

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の参加者）

第15条 総会の参加者は、基本的に役員会の役員とまち協担当グループの代表者をもって構成される。代表者とは、以下に示すまち協担当グループのグループ長及び責任者を指す。

（代表者の総計：18名）

コミュニティ一部（1名）、高架下公園活用委員会（1名）、体育部（1名）、保健活動推進委員（1名）、文化教養部（1名）、広域防災委員（1名）、交通安全部（1名）、環境保全委員（1名）、有害鳥獣対策委員（1名）、

地区社協企画委員長（1名）、地区福祉部（1名）、民生児童委員（1名）、消防団（1名）、スポ少（2名）、

部農会（1名）、農業委員（1名）、農協理事（1名）

2 上記の第1項以外のまち協担当グループの責任者は、会長の要請があれば総会に出席する。又、必要ならば会長の認可を得て出席できる。

（総会の開催）

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）会長が必要と認めた場合

（2）まち協担当グループの代表者の5分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の30日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 会長は、前条2項2号による請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第18条 まち協担当グループの代表者の3分の2以上の出席(委任状含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、役員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席したまち協担当グループの代表者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の審議事項)

第21条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員やまち協担当グループの代表者の承認に関すること。
- (4) 地区まちづくり計画に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(役員会議の構成)

第22条 役員会会議は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会議の招集と議長)

第23条 役員会議は、会長が招集する。検討議事に関連して、必要なら役員以外に各まち協担当グループの代表者或いはその代理人を招集できる。

- 2 会長は、役員会議の議長となり、議事を整理する。

(役員会議の審議事項)

第24条 役員会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 総会に付議すべき事項のうち、総会を招集する期間的余裕がなく、特に緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- (5) まちづくり協議会全般の企画・改善・運営などに関すること。
- (6) 役員会の運営及び人選に関すること。

(まち協担当グループの会議)

第25条 まち協担当グループは必要に応じて会議を開き、以下に掲げるような事項を協議する。

- (1) 担当する事業・イベントの計画及び予算に関すること。
 - (2) 担当する事業・イベントの実績・課題及び決算に関すること。
 - (3) 担当する事業・イベントの具体的な運用・活動に関すること、など。
- 2 会議はまち協担当グループのグループ長、又は責任者が召集する。
 - 3 会議の内容・結果については、会長に報告する。又、会長からの要請があれば、役員会議にて報告する。

(経費)

- 第26条 協議会の経費は、地区民の負担、各種団体からの助成金、市交付金など及びその他収入をもって充てる。
- 2 地区民の負担金の詳細は、別途「原田地区まちづくり協議会 内規」に定める。

(会計年度)

- 第27条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

- 第28条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。
- 2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

- 第29条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会に報告する。

附 則

- 1 この規約（平成28年3月26日初版）は、平成28年3月26日から施行する。
- 2 この規約（平成29年1月25日改訂版）は、平成29年4月1日より施行する。
- 3 この規約（平成29年4月20日改訂版）は、平成29年4月20日より施行する。